

## 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第14条の規定により、富山県黒部市生地地内（黒部漁港）に掲示する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 指定する区域及び指定物件

漁港名	指定区域	指定物件
黒部漁港	北防波堤南側先端と南側護岸南側先端から62.6mの地点を結んだ線及び水際線に囲まれた水域施設（航路、泊地）、船揚場	漁船以外の船舶

### 2 指定の適用の日

平成29年 6 月21日